

# 定期使用住宅

「定期使用住宅」は、あらかじめ10年の入居期間が設定されており、10年に限り入居できる住宅です。したがって、この募集により入居される方は、10年を経過した後には住宅を返還しなければなりません。

## 定期使用住宅（若年ファミリー向）入居資格

次のすべてにあてはまる必要があります。

- (1) 家族向の入居資格にあてはまること。
- (2) 申込者本人および同居親族（都営住宅に入居する方全員）が40歳未満であること。
- (3) 世帯構成が、①夫婦のみまたは②夫婦と子のみのいずれかであること。

（母子・父子世帯はあてはまりません。）

※ この募集は、都営住宅の利用機会の公平を図るとともに、高齢化が進む都営住宅団地および、周辺地域の活力の維持・向上を図ることを目的に行うものです。

※ 単身者の申込みはできません。また、優遇抽せんはありません。

## 定期使用住宅（多子世帯向）入居資格

次のすべてにあてはまる必要があります。

- (1) 家族向の入居資格にあてはまること。
- (2) 申込者本人を含め、同居親族全員が45歳未満であること。
- (3) 世帯構成が、夫婦と子のみであること。

（母子・父子世帯はあてはまりません。）

- (4) 子供は18歳未満が3人以上かつ小学校5年生以上が1人はいて、その子供の全員が都営住宅に入居できること。

※ この募集は、少子化の進行に対応し、子育て支援を目的に行うものです。

※ 単身者の申込みはできません。また、優遇抽せんはありません。